

に掲げる児童の区分に応じ、当該(ア)または(イ)に定める数を合計した」を「おおむね児童等の数を4で除して得た」に改め、同号ア(ア)および(イ)を削り、同項第6号中「除く。)」の右に「もしくは大学院」を、「学科」の右に「、研究科」を加え、同表第7項第1号および第2号中「別表第1第8項第1号」を「別表第1第9項第1号」に改める。

別表第10第2項第1号イ中「、機能訓練担当職員を」を「機能訓練を担当する職員(以下この項において「機能訓練担当職員」という。)を、日常生活および社会生活を営むために必要な医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、<sup>かくたん</sup>喀痰吸引その他厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下イにおいて同じ。)を行う場合には看護職員を、それぞれ」に改め、同号イに次のただし書を加える。

ただし、次に掲げる場合には、看護職員を置かないことができる。

- (ア) 医療機関等との連携により、看護職員を福祉型児童発達支援センターに訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合
- (イ) 当該福祉型児童発達支援センター(社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち同法第2条第2項に規定する<sup>かくたん</sup>喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業またはその一環として同法第48条の3第1項に規定する<sup>かくたん</sup>喀痰吸引等業務を行う場合
- (ウ) 当該福祉型児童発達支援センター(社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち同法附則第3条第1項に規定する特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業またはその一環として同法附則第20条第1項に規定する特定行為業務を行う場合

別表第10第2項第1号ウ中「および機能訓練担当職員」を「、機能訓練担当職員および看護職員」に改め、同号ウに後段として次のように加える。

この場合において、機能訓練担当職員および看護職員の合計数は、児童指導員および保育士の合計数を超えてはならない。

別表第10第2項第2号イ中「および機能訓練担当職員」を「、機能訓練担当職員および看護職員」に改め、同項第3号ア中「およびイ」を削り、同号エ中「ウ」を「エ」に改め、同号エを同号オとし、同号中ウをエとし、イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターの設置者は、日常生活を営むために必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員を置くこと。

別表第10第4項中「別表第1第8項第1号」を「別表第1第9項第1号」に改める。

別表第12第2項第5号中「同じ。)」の右に「もしくは大学院」を、「学科」の右に「、研究科」を加える。

(滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

**第4条** 滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害

福祉サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例(平成25年滋賀県条例第8号)の一部を次のように改正する。

付則第4項中「平成37年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

付則第13項および第14項中「平成33年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

別表第1第1項第3号に次のように加える。

ケ 指定居宅介護事業者は、適切な指定居宅介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずること。

別表第1第1項第6号エ中(キ)を(ク)とし、(ク)の次に次のように加える。

(キ) 利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため緊急かつやむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行わないこと。

(ク) 身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急かつやむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。

(ク) 身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずること。

- a 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を用いて行うことができる。
- b 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- c 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること。

別表第1第1項第7号中カをキとし、オをカとし、エの次に次のように加える。

オ 指定居宅介護事業者は、エに規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、エの規定による掲示に代えることができる。

別表第1第1項第8号イ中「責任者を設置する等」を削り、「の機会を確保する」を「を実施する等の措置を講ずる」に改め、同号に次のように加える。

ウ 指定居宅介護事業者は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次に掲げる措置を講ずること。

(ウ) 当該指定居宅介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置等を用いて行うことができる。

(イ) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。

(ウ) (ウ) および (イ) に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

別表第1第1項第9号中ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業所において感染症が発生し、またはま

ん延しないように、次に掲げる措置を講ずること。

- (㉞) 当該指定居宅介護事業所における感染症の予防およびまん延の防止に関する対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果を従業者に周知すること。この場合において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置等を用いて行うことができる。
- (㉟) 当該指定居宅介護事業所における感染症の予防およびまん延の防止に関する指針を整備すること。
- (㊀) 従業者に対する研修および訓練を定期的に行うこと。

別表第1第1項第10号を次のように改める。

(10) 業務継続計画の策定等

- ア 指定居宅介護事業者は、感染症または非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護の提供を継続的に実施し、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この号において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い他の社会福祉施設との連携その他必要な措置を講ずること。
- イ 指定居宅介護事業者は、業務継続計画を従業者に周知すること。
- ウ 指定居宅介護事業者は、定期的研修および訓練を行うこと。
- エ 指定居宅介護事業者は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うこと。

別表第1第5項第1号ア(イ)および第2号ア(イ)ならびに第6項第1号イ(㉞)中「ク」を「ケ」に改め、同号エおよび同項第2号中「第6号エ(㉞)」の右に「および(㉟)から(㊀)まで」を加える。

別表第2第3項第12号中「ク」を「ケ」に改め、同表第6項第2号オに後段として次のように加える。

この場合において、当該会議の開催は、テレビ電話装置等を用いて行うことができる。

別表第2第6項第4号中オおよびカを削り、キをオとし、同項に次の1号を加える。

- (5) 前各号に定めるもののほか、指定療養介護の事業の療養介護計画等については、別表第1第1項第6号エ(㉟)から(㊀)までの規定を準用する。

別表第2第9項第2号中「必要な」を「次に掲げる」に改め、「よう努める」を削り、同号に次のように加える。

- ア 当該指定療養介護事業所における感染症および食中毒の予防およびまん延の防止に関する対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果を従業者に周知すること。この場合において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置等を用いて行うことができる。
- イ 当該指定療養介護事業所における感染症および食中毒の予防およびまん延の防止に関する指針を整備すること。
- ウ 従業者に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止に関する研修ならびに感染症の予防およびまん延の防止に関する訓練を定期的に行うこと。

別表第2第10項第5号を次のように改める。

(5) 指定療養介護事業者は、前号の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。

別表第2第11項第2号ウ中「第6項第4号カ」を「第6項第5号において準用する別表第1第1項第6号エ(ウ)」に改め、同表第13項中「カ」を「キ」に改め、「第8号」の右に「、第10号」を加える。

別表第3第1項第3号ケ中「クまでならびに」を「ケまでならびに」に改め、同項第5号に次のように加える。

エ 指定生活介護事業者は、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者が、別表第12第1項に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、ウに定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、同項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整を行うよう努めること。

別表第3第1項第9号中「ウを除く。）」の右に「、第6号エ(キ)から(ウ)まで」を、「、第6項」の右に「(第5号を除く。))」を加え、「(第5号を除く。))」を削り、「「第6項第4号カ」を「「第6項第5号」に改め、「において準用する第6項第4号カ」を削り、同表第2項第1号中「クまで」を「ケまで」に改め、「ウを除く。))」の右に「、第6号エ(キ)から(ウ)まで」を、「、第6項」の右に「(第5号を除く。))」を加え、「(第5号を除く。))」を削り、「「第6項第4号カ」を「「第6項第5号」に改め、「において準用する第6項第4号カ」を削る。

別表第4第1項第3号オ中「ク」を「ケ」に改め、同項第7号中「第5号(ウを除く。))」の右に「、第6号エ(キ)から(ウ)まで」を加え、「第9号ウ」を「第9号エ」に改め、「、オおよびカ」を削り、「第3号」の右に「および第4号」を加え、「(第5号を除く。))」を削り、同表第2項第1号中「クまで」を「ケまで」に改め、「第5号(ウを除く。))」の右に「、第6号エ(キ)から(ウ)まで」を加え、「第9号ウ」を「第9号エ」に改め、「、オおよびカ」を削り、「(第3号)の右に「および第4号」を加え、「(第5号を除く。))」を削る。

別表第5第3項第5号中「ク」を「ケ」に改め、同表第7項中「第7号(イ(イ)を除く。))および第9号」を「第6号エ(キ)から(ウ)までおよび第7号(イ(イ)を除く。))」に改める。

別表第7第1項第2号ク中「クまで」を「ケまで」に改め、同項第5号中「ウを除く。))」の右に「、第6号エ(キ)から(ウ)まで」を加え、「第9号ウ」を「第9号エ」に改め、「、第6項」の右に「(第5号を除く。))」を、「(第3号)の右に「および第4号」を加え、「(第5号を除く。))」を削り、「第5号ウ」の右に「およびエ」を加え、「第7号および」を「第7号(ウを除く。))ならびに」に、「「第6項第4号カ」を「「第6項第5号」に改め、「において準用する第6項第4号カ」を削り、同表第2項第1号中「クまで」を「ケまで」に改め、「ウを除く。))」の右に「、第6号エ(キ)から(ウ)まで」を加え、「第9号ウ」を「第9号エ」に改め、「、第6項」の右に「(第5号を除く。))」を、「(第3号)の右に「および第4号」を加え、「(第5号を除く。))」を削り、「第5号ウ」の右に「およびエ」を加え、「第7号および」を「第7号(ウを除く。))ならびに」に、「「第6項第4号カ」を「「第6項第5号」

に改め、「において準用する第6項第4号カ」を削る。

別表第8第1項第3号オ中「クまで」を「ケまで」に改め、同項第4号アおよびイ中「、エ」を「、カ」に改め、同号カ中「別表第1第1項第5号ウ(ㇿ)」を「同号ウ(ㇿ)」に改め、同項第5号中「(ㇿを除く。)」の右に「、第6号エ(キ)から(ク)まで」を加え、「第9号ウ」を「第9号エ」に改め、「、第6項」の右に「(第5号を除く。)」を、「(第3号)の右に「および第4号」を加え、「(第5号を除く。)」を削り、「、第6号、第7号および」を「およびエ、第6号、第7号(ウを除く。)ならびに」に、「第6項第4号カ」を「第6項第5号」に改め、「において準用する第6項第4号カ」を削り、同表第2項第1号中「クまで」を「ケまで」に改め、「(ㇿを除く。)」の右に「、第6号エ(キ)から(ク)まで」を加え、「第9号ウ」を「第9号エ」に改め、「、第6項」の右に「(第5号を除く。)」を、「(第3号)の右に「および第4号」を加え、「(第5号を除く。)」を削り、「、第6号、第7号および」を「およびエ、第6号、第7号(ウを除く。)ならびに」に、「第6項第4号カ」を「第6項第5号」に改め、「において準用する第6項第4号カ」を削る。

別表第9第3項第6号中「就労支援員および」および「それぞれ」を削り、同項第7号中「クまで」を「ケまで」に改め、同表第5項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 指定就労移行支援事業者は、利用者が別表第12第1項に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前号に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、同項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整を行うこと。

別表第9第6項中「エを除く。)」の右に「、第6号エ(キ)から(ク)まで」を加え、「第9号ウ」を「第9号エ」に改め、「、第6項」の右に「(第5号を除く。)」を、「(第3号)の右に「および第4号」を加え、「(第5号を除く。)」を削り、「から第7号」を「(ウおよびエを除く。)から第7号(ウを除く。)」に、「第6項第4号カ」を「第6項第5号」に改め、「において準用する第6項第4号カ」を削る。

別表第10第3項第3号中「クまで」を「ケまで」に改め、同表第7項中「ウを除く。)」の右に「、第6号エ(キ)から(ク)まで」を加え、「第9号ウ」を「第9号エ」に、「、第6項、」を「、第6項(第5号を除く。)、」に改め、「(第3号)の右に「および第4号」を加え、「(第5号を除く。)」を削り、「第7号および」を「第7号(ウを除く。)および」に、「(第4号)を「(第5号)に、「別表第10第7項」を「別表第10第8項」に、「第6項第4号カ」を「第6項第5号」に改め、「において準用する第6項第4号カ」を削り、同項を同表第8項とし、同表第6項の次に次の1項を加える。

- 7 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、おおむね1年に1回以上、利用者の労働時間その他の当該指定就労継続支援A型事業所の運営状況に関し必要な事項として厚生労働大臣が定める事項について、厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の適切な方法により公表すること。

別表第11第1項第3号中「クまで」を「ケまで」に改め、「ウを除く。)」の右に「、第6号エ(キ)から(ク)まで」を加え、「ウに」を「エに」に改め、「、第6項」の右に「(第5号を除く。)」を、「第9項(第3号)の右に「および第4号」を加え、「第5号(イを除く。)」

を「第5号ア」に改め、「第6号、第7号」の右に「(ウを除く。)」を加え、「(第4号)を「(第5号)に、「第6項第4号カ」を「第6項第5号」に改め、「において準用する第6項第4号カ」を削り、同表第2項第2号中「およびク」を「からケまで」に改め、「カに限る。)」の右に「、第6号エ(キ)から(ク)まで」を加え、「ウに」を「エに」に改め、「第6項」の右に「(第5号を除く。)」を、「(第3号)の右に「および第4号」を加え、「(第5号を除く。)」を削り、「別表第3第1項第5号(イを除く。)」を「別表第3第1項第5号ア」に改め、「および第7号」の右に「(ウを除く。)」を加え、「(第4号)を「(第5号)に、「第6項第4号カ」を「第6項第5号」に改め、「において準用する第6項第4号カ」を削る。

別表第12第4項第7号中「ク」を「ケ」に改め、同表第5項第2号中「、オおよびカ」を削り、同表第6項第2号ア中「対面」の右に「またはテレビ電話装置等を用いる方法その他の対面に相当する方法」を加え、同表第9項中「ウ」を「エ」に改める。

別表第13第3項第6号中「ク」を「ケ」に改め、同表第5項中「ウ」を「エ」に改め、「、オおよびカ」を削る。

別表第14第1項第3号オ中「ク」を「ケ」に、「別表第12第1項第3号イ」を「別表第14第1項第3号イ」に改め、同項第5号イ中「別表第12第1項第5号ア(ア)」を「別表第14第1項第5号ア(ア)」に改め、同項第6号イ中「については」の右に「、別表第1第1項第6号エ(キ)から(ク)まで」を加え、同項第9号ウ中「については、」の右に「別表第1第1項第16号アおよび」を加え、同項第10号中「第9号ウ」を「第9号エ」に、「第16号(アに限る。)」を「第15号」に改め、「(第5号を除く。)」を削り、「別表第12第1項第10号」を「別表第14第1項第10号」に、「第6項第4号カ」を「第6項第5号」に、「別表第12第1項第6号イにおいて準用する第6項第4号カ」を「別表第14第1項第6号イ」に改め、同表第2項第4号ケ中「クまでおよび」を「ケまでおよび」に改め、同項第8号中「エを除く。)」の右に「、第6号エ(キ)から(ク)まで」を加え、「第9号ウ」を「第9号エ」に改め、「(第5号を除く。)」を削り、「第6項第4号カ」を「第6項第5号」に改め、「において準用する第6項第4号カ」を削り、同表第3項第2号イ中「ク」を「ケ」に改め、同項第5号中「エを除く。)」の右に「、第6号エ(キ)から(ク)まで」を加え、「第9号ウ」を「第9号エ」に改め、「(第5号を除く。)」を削り、「第6項第4号カ」を「第6項第5号」に改め、「において準用する第6項第4号カ」を削る。

別表第15第2項第2号中「ならびに」を「および」に改め、「および第6号」を削る。

別表第16第3項第7号中「ク」を「ケ」に改め、同表第5項中「までを除く。)」の右に「、第6号エ(キ)から(ク)まで」を加え、「第9号ウ」を「第9号エ」に、「第4号オおよびカ」を「第5号」に、「第10項(第5号を除く。))および第11項」を「第8項第1号、第9項(第3号および第4号を除く。))および第10項から第12項(第1号に限る。))まで」に改め、「別表第3第1項第2号」の右に「、第6号および第7号(ウを除く。)」を加え、「別表第14第5項」を「別表第16第5項」に、「別表第14第6項」を「別表第16第6項」に、「第6項第4号カ」を「第6項第5号」に改め、「において準用する第6項第4号カ」を削り、「読み替える」を「、同表第12項第1号イ中「介護給付費もしくは特例介護給付費または療養

介護医療費」とあるのは「特例介護給付費または特例訓練等給付費」と読み替える」に改め、同表第6項中「、第6項第4号オ」、「カ、」、「、第8項第1号、第9項(第3号を除く。)」ならびに第12項第1号、「から第7号まで」および「、同表第12項第1号イ中「介護給付費もしくは特例介護給付費または療養介護医療費」とあるのは「特例介護給付費」と」を削り、同表第7項中「、第6項第4号オおよびカ、第8項第1号、第9項(第3号を除く。)」ならびに第12項第1号、別表第3第1項第6号および第7号」および「、同表第12項第1号イ中「介護給付費もしくは特例介護給付費または療養介護医療費」とあるのは「特例訓練等給付費」と」を削り、同表第8項中「、第6項第4号オおよびカ、第8項第1号、第9項(第3号を除く。)」ならびに第12項第1号、別表第3第1項第6号および第7号」および「、別表第2第12項第1号イ中「介護給付費もしくは特例介護給付費または療養介護医療費」とあるのは「特例訓練等給付費」と」を削り、同表第9項中「、第6項第4号オおよびカ、第8項第1号、第9項(第3号を除く。)」ならびに第12項第1号」および「から第7号まで」を削り、「(第4号)を(第5号)に改め、「、同表第12項第1号イ中「介護給付費もしくは特例介護給付費または療養介護医療費」とあるのは「特例訓練等給付費」と」を削る。

(滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

**第5条** 滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例(平成25年滋賀県条例第9号)の一部を次のように改正する。

別表第3項第5号カ中「就労支援員および」および「それぞれ」を削り、同項第6号イ中「、同号カ中「就労支援員およびサービス管理責任者」とあるのは「サービス管理責任者」と」を削り、同項に次の1号を加える。

(10) 設置者は、適切な施設障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずること。

別表第6項第2号オに後段として次のように加える。

この場合において、当該会議の開催は、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を用いて行うことができる。

別表第6項第4号中キをクとし、カの次に次のように加える。

キ 身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずること。

(ア) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置等を用いて行うことができる。

(イ) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(ウ) 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

別表第11項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 設置者は、就労移行支援または就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が指定就

労定着支援（滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例（平成25年滋賀県条例第8号）別表第12第1項に規定する指定就労定着支援をいう。）の利用を希望する場合には、前号に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者（同項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。）との連絡調整を行うこと。

別表第14項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 設置者は、前号に規定する事項を記載した書面を当該指定障害者支援施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同号の規定による掲示に代えることができる。

別表第15項第2号中「責任者を設置する等」を削り、「の機会を確保する」を「を実施する等の措置を講ずる」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 設置者は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次に掲げる措置を講ずること。

ア 当該指定障害者支援施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的  
に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。この場合にお  
いて、当該委員会の開催は、テレビ電話装置等を用いて行うことができる。

イ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

ウ アおよびイに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

別表第16項第2号中「必要な」を「、次に掲げる」に改め、「よう努める」を削り、同号に  
次のように加える。

ア 当該指定障害者支援施設における感染症および食中毒の予防およびまん延の防止に関  
する対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果を従業者に周知する  
こと。この場合において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置等を用いて行うことが  
できる。

イ 当該指定障害者支援施設における感染症および食中毒の予防およびまん延の防止に関  
する指針を整備すること。

ウ 従業者に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止に関する研修ならびに  
感染症の予防およびまん延の防止に関する訓練を定期的に行うこと。

別表第18項第5号を次のように改める。

(5) 設置者は、前号の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める  
こと。

別表中第24項を第25項とし、第20項から第23項までを1項ずつ繰り下げ、同表第19項第2号  
エ中「第22項第2号」を「第23項第2号」に改め、同号オ中「第23項第2号」を「第24項第2  
号」に改め、同号カ中「第24項第2号」を「第25項第2号」に改め、同項を同表第20項とし、  
同表第18項の次に次の1項を加える。

#### 19 業務継続計画の策定等

(1) 設置者は、感染症または非常災害の発生時において、利用者に対する施設障害福祉サー  
ビスの提供を継続的に実施し、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画



(以下この項において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い他の社会福祉施設との連携その他必要な措置を講ずること。

(2) 施設長は、業務継続計画を従業者に周知すること。

(3) 施設長は、定期的に研修および訓練を行うこと。

(4) 設置者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うこと。

(滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第6条 滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備および運営に関する基準を定める条例(平成25年滋賀県条例第10号)の一部を次のように改正する。

別表第1第4項に次の1号を加える。

(15) 療養介護事業者は、適切な療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずること。

別表第1第7項第2号オに後段として次のように加える。

この場合において、当該会議の開催は、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を用いて行うことができる。

別表第1第7項第4号中キをクとし、カの次に次のように加える。

キ 身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずること。

(ア) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置等を用いて行うことができる。

(イ) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(ウ) 職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

別表第1第11項第2号中「責任者を設置する等」を削り、「の機会を確保する」を「を実施する等の措置を講ずる」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 療養介護事業者は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次に掲げる措置を講ずること。

ア 当該療養介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置等を用いて行うことができる。

イ 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

ウ アおよびイに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

別表第1第12項第2号中「必要な」を「次に掲げる」に改め、「よう努める」を削り、同号に次のように加える。

ア 当該療養介護事業所における感染症および食中毒の予防およびまん延の防止に関する

対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果を職員に周知すること。  
この場合において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置等を用いて行うことができる。

イ 当該療養介護事業所における感染症および食中毒の予防およびまん延の防止に関する指針を整備すること。

ウ 職員に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止に関する研修ならびに感染症の予防およびまん延の防止に関する訓練を定期的に行うこと。

別表第1第13項第5号を次のように改める。

(5) 療養介護事業者は、前号の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。

別表第1中第18項を第19項とし、第15項から第17項までを1項ずつ繰り下げ、同表第14項第2号ウ中「第16項第2号」を「第17項第2号」に改め、同号エ中「第17項第2号」を「第18項第2号」に改め、同項を同表第15項とし、同表第13項の次に次の1項を加える。

#### 14 業務継続計画の策定等

(1) 療養介護事業者は、感染症または非常災害の発生時において、利用者に対する療養介護の提供を継続的に実施し、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この項において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い他の社会福祉施設との連携その他必要な措置を講ずること。

(2) 療養介護事業者は、業務継続計画を職員に周知すること。

(3) 療養介護事業者は、定期的に研修および訓練を行うこと。

(4) 療養介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うこと。

別表第2第4項第9号中「第14号」を「第15号」に改め、同表第5項第2号中「別表第1第5項各号」を「別表第1第5項」に改め、同表第7項に次の1号を加える。

(4) 生活介護事業者は、当該生活介護事業者が提供する生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者が、指定就労定着支援（滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例（平成25年滋賀県条例第8号）別表第12第1項に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。）の利用を希望する場合には、前号に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者（同項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。）との連絡調整に努めること。

別表第2第10項第2号中「別表第1第18項」を「別表第1第19項」に改め、同表第11項中「第17項まで」を「第18項まで」に、「同表第14項第2号ア」を「同表第15項第2号ア」に、「第16項第2号」を「第17項第2号」に、「第17項第2号」を「第18項第2号」に改める。

別表第3第2項第7号中「第14号」を「第15号」に改め、同表第5項中「第18項」を「第19項」に改め、「第7項第3号」の右に「および第4号」を加え、「除く。）および」を「除く。）ならびに」に、「同表第14項第2号ア」を「同表第15項第2号ア」に、「第16項第2号」